

## 熊本県立自然公園事業執行等取扱要領運用細則

- 1 取扱要領第4の2規定の県立公園事業に係る申請等に関する事務処理のうち、特殊な事例については別添1によること。
- 2 取扱要領第5の「別に定める記載事項」は、別添2によること。
- 3 取扱要領第6、第8の2、第13の4の2の「別に定める審査指針」は、別添3によること。
- 4 取扱要領第7、第8(3)の「別に定める「県立自然公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」は、別添4によること。

### 附則

- 1 この運用細則は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 この運用細則の改正は、平成18年3月29日から適用する。
- 3 この運用細則の改正は、平成23年9月2日から適用する。
- 4 この運用細則の改正は、令和6年3月18日から適用する。

別添 1 県立公園事業に係る認可申請等に関する特殊な事例について（第 4 の 2 関係）

県立公園事業における認可申請等に係る事務のうち、次に掲げる事例においては、それぞれの項に示す指導方針に従って処理すること。

1. 公園事業の認可（条例第 11 条関係）

条例第 11 条第 3 項に基づき県立公園事業に係る認可を受けた者が不存在になっており、別の者によって公園事業施設において事業が行われる場合の事務処理

以下の表 1・2 で示す指導方針に従って処理すること。なお、表 1・2 において A は「条例第 11 条第 3 項に基づく認可を受けた県立公園事業者」、B は「A の公園施設を譲り受け、または借り受けている者」を指す。

表 1 B が A に代わって実質上県立公園事業に即した事業を行っている場合

事 例		指 導 方 針
(1) A が存在（ 1 ）し、かつ、その所在（ 2 ）が明らかな場合		A には始末書を添付させた上で県立公園事業の廃止届出を行わせる。B には、県立公園事業の執行の必要性に応じて、県立公園事業の執行の認可又は承継の申請を行わせる。
(2) A は存在するが、所在が不明の場合	ア A の県立公園事業の執行に必要な他法令の規定による処分が取り消され、その他その効力が失われていること（以下「他法令の許可の取消等」という。）が確認できる場合	条例第 15 条第 1 項の規定により A に対する認可の効力は失われているため、取扱要領第 19 に基づき失効の報告を行う。その上で、B には、県立公園事業の執行の必要性に応じて、県立公園事業の執行の認可の申請を行わせる。
	イ A の県立公園事業の執行において他法令の許可等を要しない場合、又は、A の執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合	A の存在及び所在について調査の上、取扱要領第 20 に基づき認可の取消しを行う。その上で、B には、県立公園事業の執行の必要性に応じて、県立公園事業の執行の認可の申請を行わせる。
(3) A が存在しない場合		条理上、A に対する同意又は認可の効力は失われているため、取扱要領第 19 に基づき失

	効の報告を行う。その上でBには、県立公園事業の執行の必要性に応じて、県立公園事業の執行の認可の申請を行わせる。
--	---

- 1 「存在」とは、個人にあっては戸籍上死亡していないことをいい、法人にあっては登記簿上消滅していないことをいう。
- 2 「所在」とは、個人にあっては県立公園事業者本人、法人にあっては代表者の住所又は居所をいう。

表2 Bが公園施設を県立公園事業に即した用に供しない場合

事 例		指 導 方 針
(1) Aが存在し、かつ、その所在が明らかな場合		Aより始末書を徴収し、県立公園事業の廃止届出をさせる。
(2) Aは存在するが、所在が不明の場合	ア Aの県立公園事業の執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できる場合	熊本県立自然公園条例第15条第1項の規定によりAに対する認可の効力は失われているため、取扱要領第19に基づき失効の報告を行う。
	イ Aの県立公園事業の執行において他法令の許可等を要しない場合、又は、執行に必要な他法令の許可の取消等が確認できない場合	Aの存在及び所在について調査の上、取扱要領第20に基づき認可の取消しを行う。
(3) Aが存在しない場合		条理上、Aに対する認可の効力は失われているため、取扱要領第19に基づき失効の報告を行う。

#### 同一地における複数種の県立公園事業の執行に係る事務処理

同一地において複数種の公園事業を執行するに当たっては、条例第11条第3項の認可申請は公園事業の種類ごとに行わせるとともに、以下の事項について留意するものとする。

- (1) 同一地において執行することにより、風致景観の保護及び公園事業施設の有効利用が図られること。
- (2) 執行者が、同一地における他の公園事業の執行者と同一であること又は当該公園事業施設に関して執行に必要な権原を有していること。
- (3) 公園事業の執行内容が同一地における他の公園事業の適正な執行を妨げるおそれ

のないものであり、他の公園事業の執行者の同意を得られるものであること。

- (4) 供用期間が、同一地における他の公園事業の供用期間と重複しないものであること。

#### 県立公園事業者の変更に係る事務処理

- (1) 法人である県立公園事業者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 743 号等の規定により、株式会社を持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）に変更する又は持分会社を株式会社に変更する等、法人格の同一性を保ったまま組織変更する場合、法人の名称の変更を伴うため、熊本県立自然公園条例第 11 条第 9 項の規定に基づき県立公園事業の内容の軽微な変更（法人の名称変更）届出をさせること。
- (2) 県立公園事業者を個人から、同人が代表を務める法人に変更する場合は、県立公園事業者の人格の変更を伴うため、条例第 13 条第 1 項の規定により、公園事業の譲渡手続を行わせること。

## 2. 公園事業の承継（条例第 13 条関係）

条例第 13 条第 1 項に基づき、条例第 11 条第 3 項の認可を受けた県立公園事業者（A）が、国及び地方公共団体以外の者（B）にその県立公園事業の一部を譲渡する場合の事務処理

- ・譲渡しようとする公園事業の一部について、A から条例第 11 条第 6 項に規定に基づき変更の認可の申請をさせる。
- ・A による申請が認可された後、B から条例第 11 条第 3 項に基づき譲受しようとする公園事業についての執行の認可を申請させる。

条例第 13 条第 2 項に基づき、県立公園事業者である法人（A）が合併または分割により設立等された法人（B）がその県立公園事業の一部を承継する場合の事務処理と同様に処理することとする。

## 別添 2 公園施設の規模及び構造に係る記載事項（第 5 関係）

熊本県立自然公園事業執行等取扱要領第 2 節第 5 の「公園施設の規模」及び「公園施設の構造」について、公園事業執行協議書（認可申請書）（規則別記第 1 号様式）又は公園事業変更協議書（認可申請書）（規則別記第 1 号の 2 様式）の「公園施設の規模・構造」に係る別記記載事項は、当該公園施設の風致景観に及ぼす影響及び利用を増進する度を判断するための記載事項であることを踏まえ、県立公園事業の決定事項に照らした上で、下記を参考に記載するものとする。

### 共通事項

- ・付帯建築物は（ 1 ）、付帯道路は（ 2 ）、付帯広場・園地は（ 3 ）、付帯野営場は（ 4 ）、付帯駐車場は（ 12 ）の記載事項に準じて記載する。
- ・申請等に係る公園事業の執行として行う行為に伴い生じることが見込まれる風致景観への影響を審査するため、以下の事項についても記載する。
  - 木竹の伐採を伴うものにあつては、その本数・樹種等を記載する。
  - 土工事を伴うものにあつては、切土土量、盛土土量、残土土量及び残土の処理方法を記載する。なお、園地、運動場等の整備のために大規模に土地の形状を変更するような場合にあつては、土工面積を記載する。
  - 既設施設の撤去等にあつては、当該撤去により生じた廃材・残材の処分方法及び跡地の緑化方法等を記載する。

### （ 1 ） 宿舎、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、車庫等の建築物

- ・敷地面積
- ・建築物の概要（用途、建築物の主要構造及び階数、最高部の高さ、建築面積及び延べ面積、屋根の形状並びに色彩、外壁の材料及び色彩、収容人数、各室の用途の別及び便所の様式等）
- ・ごみ焼却炉等の汚物処理施設、誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設、取付道路及び駐車場その他の付帯施設の概要
- ・複数の建築物からなる施設については、用途別棟数を記載した上で、棟の類型ごとにその規模及び構造を記載する。
- ・同型の離れの客室を有する宿舎など、多数の同一施設を有するものについては、その標準的な規模及び構造とその棟数を記載することで足りる。

### （ 2 ） 道路及び橋

- ・事業執行区間ごとの起点及び終点
- ・道路構造規格（種別/等級）
- ・延長

- ・ 幅員（有効幅員、総幅員及び幅員の構成）
  - ・ 舗装の種類
  - ・ 付帯施設の種類及び数等の概要
    - トンネル（延長、幅員、高さ）
    - 橋（構造形式、延長、幅員、高さ、主要部分の色彩）
    - 交通安全施設（ガードレール、道路情報管理等施設の種類別に数量・規模（延長又は基数等）、仕様（色彩等））
    - 自動車駐車場等（施設の種類別に数量・規模、仕様）
    - 防雪施設（防雪柵、スノーシェッド等施設の種類別に数量・規模、仕様）
    - 防護施設（擁壁、法面保護工、落石防止施設等施設の種類別に数量・規模、仕様（色彩、表面処理法・緑化方法等））
    - その他付帯施設（付帯建築物は（１）、付帯道路は（２）、付帯広場・園地は（３）、付帯駐車場は（１２）の記載事項に準じて記載する。）
- (3) 広場、園地
- ・ 敷地面積
  - ・ 園路（延長、幅員、舗装の種類）
  - ・ 広場又は園地（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
  - ・ 誘導標識、案内図標識等標識及び広告物等の表示施設（種類別数量）
  - ・ 管理事務所、休憩所、駐車場、汚物処理施設又は倉庫その他の付帯施設の概要
- (4) 野営場
- ・ 敷地面積
  - ・ 収容人員
  - ・ 野営場を構成する施設（テントサイト、キャビン、野外炉、炊事舎、セントラル
  - ・ ロッジ、休憩所、キャンプファイヤーサークル等）の種類及び数等の概要
  - ・ 駐車場、便所又は給排水施設その他の付帯施設の概要
- (5) 運動場
- ・ 敷地面積
  - ・ 運動施設の種類、数量及び面積等の概要
  - ・ 修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）
  - ・ 保存緑地の規模
  - ・ 付帯施設の概要
- (6) 水泳場
- ・ 利用水面の種類と範囲
  - ・ 敷地面積
  - ・ 休憩所、更衣所、シャワー室、便所、監視所、飛込台又は救急施設その他の付帯施設の概要

- (7) 舟遊場
  - ・ 利用水面の種類と範囲、敷地面積
  - ・ 舟艇（種類、大きさ、隻数）
  - ・ 棧橋、休憩所、切符売場、艇庫その他の付帯施設の概要
- (8) スキー場
  - ・ 敷地面積
  - ・ ゲレンデ及びコース（種類別・コースごとに延長、面積、高低差、最大傾斜度、平均傾斜度）
  - ・ リフト（種類別に延長、高低差、輸送力、支柱の数量・規模・色彩）
  - ・ 保存緑地の規模
  - ・ 休憩所、ロッジ、救急施設又は便所その他の付帯施設の概要
- (9) スケート場
  - ・ 敷地面積
  - ・ スケートリンク（滑走面積、舗装の種類）
  - ・ 休憩所、更衣室、救急施設、便所その他の付帯施設の概要
- (10) ゴルフ場
  - ・ 敷地面積、ホール数、コースの延長、土工量及びその面積、付帯建築物（クラブハウス、休憩所、便所等）及び付帯施設の概要
- (11) 乗馬施設
  - ・ 敷地面積
  - ・ 馬場面積
  - ・ 乗馬道の概要
  - ・ 馬の頭数
  - ・ 厩舎その他の付帯施設の概要
- (12) 駐車場
  - ・ 敷地面積
  - ・ 駐車面積
  - ・ 収容台数
  - ・ 舗装の種類
  - ・ 取付道路、連絡道路（延長、幅員、舗装の種類）
  - ・ 付帯施設の概要
- (13) 燃料等供給施設
  - ・ 敷地面積
  - ・ 燃料等の種類
  - ・ 防火壁その他の付帯施設の概要
- (14) 昇降機

- ・ 敷地面積
  - ・ 高低差
  - ・ 搬器の数量、定員等
  - ・ 付帯施設の概要
- (15) 船舶又は水上飛行機に係る運輸施設
- ・ 船舶又は水上飛行機の種類及び数量
  - ・ 航路
  - ・ 輸送能力
  - ・ 付帯施設の概要
- (16) 自動車に係る運輸施設
- ・ 自動車の種類及び台数
  - ・ 運行経路
  - ・ 道路その他の付帯施設の概要
  - ・ 路線を執行する場合は(2)に準じて記載のこと。
- (17) 鉄道又は索道に係る運輸施設
- ・ 延長
  - ・ 高低差
  - ・ 輸送力
  - ・ 搬器及び支柱の概要(形式、数量、定員、色彩等)
  - ・ 付帯施設の概要
- (18) 係留施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 施設の種類
  - ・ 形式
  - ・ 延長
  - ・ 幅員
  - ・ 主要部の構造及び材料
  - ・ 付帯施設の概要
- (19) 給水施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 水源の種類
  - ・ 水質検査の結果
  - ・ 計画給水人口
  - ・ 計画給水量
  - ・ 取水施設
  - ・ 送水施設



- ・ 浄化滅菌施設
  - ・ 配水池の規模構造
  - ・ 付帯施設の概要
- (20) 排水施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 処理範囲
  - ・ 計画排水量
  - ・ 排水管の直径及び延長施設の種類
  - ・ 終末処理等の施設の規模構造及び処理能力
  - ・ 付帯施設の概要
- (21) 医療救急施設、公衆浴場、公衆便所  
(1)に準じて記載のこと。
- (22) 汚物処理施設
- ・ 敷地面積
  - ・ 処理範囲
  - ・ 処理物件
  - ・ 処理能力
  - ・ 処理方法
  - ・ 焼却炉の概要（形式、容量、煙突の高さ及び直径）
  - ・ 付帯施設の概要
- (23) 博物館、博物展示施設  
(1)に準じて記載のこと。
- (24) 植物園、動物園
- ・ 敷地面積
  - ・ 園路（延長、幅員、舗装）
  - ・ 付帯施設の概要
- (25) 水族館
- ・ 敷地面積
  - ・ 水槽又は放魚池の規模及び数量
  - ・ 給排水及び濾過装置の概要
  - ・ 建築物及び付帯施設の概要
- (26) 野外劇場
- ・ 敷地面積
  - ・ 収容力
  - ・ ステージ及び観覧席の概要
  - ・ 付帯施設の概要

(27) 植生復元施設

- ・ 敷地面積
- ・ 植物の種類及び数量並びに植栽面積（棚、給水施設等）の種類別規模及び数量
- ・ 付帯施設の概要

(28) 動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設

- ・ 敷地面積
- ・ 施設の種類別規模及び数量
- ・ 付帯施設の概要

### 別添3 県立公園事業の執行認可における財務諸表等の審査指針（第2節第6関係）

#### 1. 熊本県立自然公園事業執行等取扱要領第6の1(1)の書類

熊本県立自然公園事業執行等取扱要領の第6の1(1)の書類は、認可申請者の種類に応じ、以下の書類とする。

- (1) 法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）
- (2) 個人にあつては、残高証明書及び直前3年の各事業年度における確定申告書
- (3) 公益法人にあつては、貸借対照表及び正味財産増減計算書（設立後3年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの。正味財産増減計算書については、(1)の損益計算書のうち、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えて取り扱う。）
- (4) 設立後3年以内等の理由により、直前3年の貸借対照表及び損益計算書の提出が困難であると認められる場合であつて、他法人との資本関係等を有する申請者にあつては、当該他法人の決算書、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を明らかにした資料、残高証明書又は融資証明書その他の当該申請者が当該公園事業施設を適切に管理又は経営できることを証する書類

#### 2. 審査指標

審査指標として以下(1)～(4)を定める。なお、財務諸表の読み方については、別添資料1を参考にされたい。

##### (1) 純資産

自己資本をいい、返済義務のない資産。「資本金」「資本剰余金」「利益剰余金」に分類される。純資産が零未満になるということは、債務超過の状況であることを示し、会社が持っている全資産を売却しても負債を全て返済できないことを意味する。

ただし、設備投資、新規出店、人員整理（退職金等の発生）等により、健全に運営されている法人であっても一時的に零未満になることが想定される。

##### (2) 自己資本比率

負債及び純資産の合計額（総資本）に占める純資産の割合。法人経営の安全性を判断するものであり、業種によって差が大きい。一般に30%が目標値、50%以上である場合優良企業とされるが、宿泊業、飲食業等は全業種の中でも最も低い水準である。（平成19年度発行中小企業庁編「中小企業の財務指標」（平成17年1月～12月決算額）において、「旅館その他の宿泊所」の自己資本比率の上位50%値が3.3%）

ただし、設備投資、新規出店、人員整理、資産の評価の低下（施設閉鎖、所有証券の価値の下落等）等により、健全に運営されている法人であっても一時的に低下すること

が想定される。

### (3) 流動比率

流動負債と流動資産の比率(流動資産÷流動負債×100で算出)をいい、短期(おおむね1年以内)に現金化される資産がどの程度あるかを示すもの。業種によって差が大きく、一般に150%が目標値、200%以上である場合優良企業とされるが、宿泊業、飲食業等は全業種の中でも最も低い水準である。(平成19年度発行中小企業庁編「中小企業の財務指標」(平成17年1月~12月決算額)において、「旅館その他の宿泊所」の流動比率の上位50%値が42.3%)

ただし、設備投資、新規出店等により短期借入の増大や流動資産の減少等、健全に運営されている法人であっても一時的に低下することが想定される。

### (4) 当期純利益

一定期間における企業の最終利益を示し、利益を上げていないと負債が増大することを意味する。

ただし、経常利益を上げていても人員整理等の特殊な事情(特別損失)により純利益が低減することが想定される。

## 3. 審査基準

以下の(1)~(4)の審査基準に適合する場合は、公園施設を適正に管理又は運営するために必要な経理的基礎を有していると判断する。なお、公益法人にあつては、純資産を正味財産合計、当期純利益は当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額の合計に読み替えることとする。

申請書の進達に際しては、別添資料2の計算用シートにおいて指標の数値を算出した上で、当該書類を申請書に添付するとともに、審査基準に「(理由書添付が必要)」と付した事項に適合すると判断する場合は、別添資料3の理由書〔様式〕を参考にその旨を説明した理由書も添付する。

#### (1) 純資産の値が次のいずれかに当てはまること。

- ・ 純資産の値が直前の決算において零以上であること。
- ・ 純資産の値が直前の決算において零未満であるが、計画に沿った一時的なものであり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。

(理由書添付が必要)

#### (2) 自己資産比率の値が次のいずれかに当てはまること。

- ・ 直前の決算における自己資本比率が10%を越えること。
- ・ 前3期の決算における自己資本比率が3%を越えること。

- ・ 前3期の決算における自己資本比率は3%を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。

( 理由書添付が必要 )

( 3 ) 流動比率の値が次のいずれかに当てはまること。

- ・ 直前の決算における流動比率が100%を越えること。
- ・ 前3期の決算における流動比率が40%を越えること。
- ・ 前3期の決算における流動比率は40%を下回るが、計画に則った一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。

( 理由書添付が必要 )

( 4 ) 当期純利益が次のいずれかに当てはまること。

- ・ 直前の決算における当期純利益が零以上であること。
- ・ 前3期の決算における当期純利益の平均値が零以上であること。
- ・ 直前の決算における当期純利益及び前3期の決算における当期純利益の平均値が零未満であるが、一時的な低下であり、事業計画書及び事業収支予算書と併せて今後の業績の回復が見込まれること。( 理由書添付が必要 )

#### 4 . 留意事項

本審査指針に基づく審査に当たっては、以下の事項に留意されたい。

( 1 ) 財務諸表の妥当性の確認

- ・ 審査指標の項目のみを集約した決算書ではなく、指標の細目の具体的内容が明らかな資料の提出を求めること。
- ・ 固定資産が減価償却されていない場合は、その理由を確認すること。  
使用することにより価値が下がる「減価償却資産」については、一定額又は一定率で資産を分割し、減じていることが必要。
- ・ 流動資産に税金(仮払税金)が多額に計上されている場合には、その理由を確認すること。また、審査基準値に影響する多額の貸付金、未収入金、立替金が計上されている場合については、回収状況や見込みを確認すること。・ 損益計算書に多額の特別利益や経常損失が計上されている場合は、内容を確認すること。

( 2 ) 個人事業者の経理的基礎の確認

個人事業者の場合は、残高証明書その他、収支計画及び税務申告書により実際の収入状況を把握の上、収支計画との整合を確認すること。

( 3 ) その他

- ・ 事業計画書及び収支予算書を求めた際には、稼働率と一般管理費の増減が連動することを確認すること。
- ・ 2.(4)の場合において、他法人の決算書等の審査に当たっては、申請者と当該決算書の企業との資本関係等を確認の上、3の審査基準への適合を判断し、申請者の「熊本県立自然公園事業執行等取扱要領」第8の1(6)に掲げる要件への適合の参考とすること。

#### 別添4 県立自然公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて（第2節第7関係）

県立公園事業を執行するに当たって当該公園事業に含めうる付帯施設（規則第2条各号に掲げる施設であって、当該公園事業施設に付帯し、かつ機能的に密接な関係にある他の施設をいう。）については別表のとおりとする。

また、取扱いに当たっては、下記の点に留意すること。

#### 記

- 1 具体的な公園事業の執行に当たって整備の対象とする付帯施設の種類は、公園事業の有効かつ合理的な執行に必要な施設であって、適正な公園利用の推進及び風致景観の保護上支障のないものに限られること。
- 2 付帯施設の位置、規模及び構造は、当該事業施設の機能を補完する施設として適当と認められる範囲内のものであること。なお、「当該事業施設の付帯施設」の付帯施設は、「当該事業に含めることができる付帯施設」としては認められない。
- 3 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者以外の者についても、当該公園事業として付帯施設に係る公園事業を執行できること。  
ただし、この場合にあっても、付帯施設に係る公園事業の位置、規模・構造及び管理経営方法が、当該事業施設のそれらに照らして適正なものであると認められる場合に限られるものであること。
- 4 当該公園事業施設に係る公園事業の執行者が不在である場合において、付帯施設のみ執行することは認められないこと。  
ただし、この場合にあっても、当該公園事業施設が公共団体によって執行される見込みがある又は執行の見込みに係る客観的な挙証資料が示されている等、当該公園事業が執行されることが確実であると認められる場合においては、付帯施設を先に執行することを認めても差し支えない。
- 5 付帯施設となる公園事業施設の取扱いについては公園利用及び県立自然公園の自然の状況の変化等に応じて柔軟に見直すことが必要であることを踏まえ、各公園事業施設に係る利用実態や自然状況について情報収集に努めること。

(別表)

当該事業に含めることができる付帯施設

事業名	付帯施設の種類
道路(車道)	自転車道及び歩道(車道に沿って整備されるものに限る。)並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
道路(自転車道)	歩道(自転車道に沿って整備されるものに限る。)並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)道路(歩道)
道路(歩道)	園地、避難小屋、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)並びに植生復元施設
橋	
広場	休憩所、案内所、野営場 <sup>(2)</sup> 、駐車場及び公衆便所
園地	休憩所、展望施設、案内所、野営場 <sup>(2)</sup> 、野外の運動場(小規模なものに限る。)、水泳場、舟遊場(小規模なものに限る。)、スケート場(小規模なものに限る。)、駐車場、公衆浴場、公衆便所、野外劇場及び植生復元施設
宿舎	園地、休憩所、案内所、野営場 <sup>(1)</sup> (主たる宿舎事業の収容人数を超えないものに限る。)、運動場、水泳場、舟遊場(小規模なものに限る。)、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
避難小屋	野営場 <sup>(2)</sup> (小規模なものに限る。)、公衆便所
休憩所	園地、展望施設、案内所、駐車場、公衆浴場及び公衆便所
展望施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
案内所	休憩所、駐車場及び公衆便所
野営場	広場、園地、休憩所、案内所、野外の運動場(小規模なものに限る。)、舟遊場(小規模なものに限る。)、駐車場、公衆浴場、公衆便所及び野外劇場
運動場	園地、休憩所、案内所、水泳場、駐車場及び公衆便所
水泳場	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)、医療救急施設及び公衆便所
舟遊場	園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
スキー場	避難小屋、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(索道運送施設)、医療救急施設及び公衆便所
スケート場	園地、休憩所、駐車場及び公衆便所



乗馬施設	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
車庫	
駐車場	園地、休憩所、案内所及び公衆便所
燃料等供給施設	休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
昇降機	
運輸施設 (自動車運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
運輸施設 (船舶運送施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
運輸施設 (水上飛行機)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、運輸施設(係留施設)及び公衆便所
運輸施設 (鉄道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設 (索道運送施設)	広場、園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所
運輸施設 (一般自動車道)	自転車道及び歩道(車道に沿って整備されるものに限る。)並びに園地、休憩所、展望施設、案内所、駐車場及び公衆便所(路傍に整備される小規模なものに限る。)
運輸施設 (係留施設)	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
給水施設	
排水施設	
医療救急施設	駐車場
公衆浴場	園地、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所
公衆便所	
汚物処理施設	
博物館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
植物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
動物園	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
水族館	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
博物展示施設	広場、園地、休憩所、案内所、駐車場、公衆便所及び野外劇場
野外劇場	駐車場及び公衆便所
植生復元施設	
動物繁殖施設	
砂防施設	

防火施設	
自然再生施設	

- 1 宿舎において野営場を付帯施設として執行する場合には、条例第 10 条第 1 項に基づき決定した最大宿泊者数の範囲内で執行認可申請を行うこと。このとき、一事業執行当たりの野営場宿泊者数が、宿舎宿泊者数を上回らないようにすること。
- 2 広場、園地、避難小屋において野営場を付帯施設として執行する場合には、条例第 10 条第 1 項に基づく公園事業の決定により最大宿泊者数を決定した上で執行認可申請を行うこと。なお、避難小屋の場合区域面積を決定していないため、付帯野営場の区域面積も決定すること。